

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1 ～ 76	〔略〕				1 ～ 76	〔略〕			
77	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	77	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
78	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕	78	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	〔略〕	〔略〕	〔略〕
79 ～ 88	〔略〕				79 ～ 88	〔略〕			
3 〔略〕					3 〔略〕				

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。